

秦野市都市計画審議会運営要綱

(平成16年5月26日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市都市計画審議会条例(平成11年秦野市条例第21号。以下「条例」という。)第8条の規定により、秦野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(招集)

第2条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議の1週間前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員及びその議事に関係のある臨時委員に通知する。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、別に定める場合は、非公開とすることができる。

2 前項ただし書に関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(代理出席)

第4条 条例第3条第2項第3号に規定する委員のうち、関係行政機関及び神奈川県職員の職員である委員は、事故により会議に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、その代理人に職務を行わせることができる。

(議場の秩序維持)

第5条 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成し、これを保持しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職氏名
- (4) 議事経過
- (5) その他議長が必要と認めた事項

3 議事録には、議長及び議長が指名した委員2名が署名する。

附 則

この要綱は、平成16年5月26日から施行する。